

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う水質汚濁防止法施行令及び 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正について（案）

令和元年 12 月 25 日
環境省 水・大気環境局
水環境課・水環境課閉鎖性海域対策室
国土交通省自動車局整備課

1. 経緯・背景

令和元年 5 月に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）第 2 条により、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。）第 77 条に規定する「自動車分解整備事業」に、新たな装置（自動運行装置）及び各種装置の取り外しを伴わない整備・改造事業が追加され、「自動車特定整備事業」として再定義された。

上記の改正法の施行に伴い、「自動車分解整備事業」を引用している水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和 48 年政令第 327 号）について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正案の概要

改正法においては、既存の自動車分解整備事業の範囲に加え、自動運行装置に係る整備・改造のほか、各種装置の取り外しを伴わない整備・改造として被害衝突軽減ブレーキ等に用いられるカメラ・レーダーの調整作業等を追加し、「自動車特定整備事業」として再定義した。

これらの「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に再定義するにあたり追加された事業においても、既存の「自動車分解整備事業」と同様、洗車施設を有し洗車排水を排出する可能性がある。

このため、水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 70 号の 2 及び別表第 4 第 10 号並びに瀬戸内海環境保全特別措置法施行令別表第 2 第 10 号に規定する「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改正することとする。

3. 今後の予定

閣議決定：令和 2 年 1 月下旬（予定）

施行：令和 2 年 4 月 1 日（予定）